白河市の下水道使用料のしくみ

●使用料は維持管理費に

　みなさまのご家庭や事業所などから排出される汚水は、下水道管を通じて下水処理場に集められます。
集められた汚水は、下水処理場できれいな水にして、河川等の公共用水域に放流されています。
　下水道施設の維持管理や汚水の処理には、経費が必要となりますので、下水道を使用されている方々に、
上水道の使用水量に応じてご負担いただくのが「下水道使用料」です。
　宅地内の排水設備工事が完了し、下水道の使用を開始しますと、下水道使用料を納めていただくこととなります。

●使用料の算定方法

　下水道使用料は、排出される汚水量を次の認定方法によって計算し、算出された数量を認定汚水量とします。
　認定汚水量の算定方法は、上水道の使用形態により異なります。

【一般家庭の場合】

使用形態	汚水量の認定方法	料金早見表
水道水（上水道）を使用	上水道の使用水量（検針水量）	料金早見表①
水道水以外（井戸水など）のみ使用	使用態様により認定（使用人数）	料金早見表②
水道水と水道水以外の水を併せて使用	上水道の使用水量と使用態様による認定水量のどちらか多い方	料金早見表①・②を比較して多い方

※水道水以外をご使用の世帯で、使用人数が変更となった場合は、下水道課に届出が必要です！

●使用料の支払いは

　下水道使用料は、上水道の検針に合わせて計算をしていますので、２か月ごとの計算となり、
水道料金と合わせて納めていただきます。（井戸水のみの方は、下水道料金のみ）
　お支払いには、便利な口座振替をご利用ください。納付書で納める方は、水道課から届けられる納付書で
市内の金融機関、もしくはコンビニエンスストアで納めてください。なお、使用料の請求は２か月単位ですが、新たに
下水道の使用開始や下水道の使用を休止した場合の算出については、水道課または下水道課までお問い合わせください。

●公共下水道等使用料早見表①（税込）

（公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、市設置型浄化槽使用料）

計算方法	≪ 例 ≫ ２ヶ月 で ５４㎥ 使用した場合		
	基本料金	2,816.0 円	（２０㎥含む）
	超過料金	3,498.0 円	（２１㎥～４０㎥ 単価 １７４.９円 × ２０㎥）
		2,571.8 円	（４１㎥～５４㎥ 単価 １８３.７円 × １４㎥）
		8,885 円　端数切捨て	

２ヶ月 基本料金（税込） ２０㎥まで 2,816.0円	超過使用量	２１㎥～４０㎥	４１㎥～６０㎥	６１㎥～１００㎥	１０１㎥～２００㎥	２０１㎥～４００㎥	４０１㎥～１,０００㎥	1,001㎥～
	1㎥当りの使用料（税込）	１７４.９円	１８３.７円	１９３.６円	２０９.０円	２２７.７円	２５１.９円	２７５.０円

（円）

水量（㎥）	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
20	2,816	2,990	3,165	3,340	3,515	3,690	3,865	4,040	4,215	4,390
30	4,565	4,739	4,914	5,089	5,264	5,439	5,614	5,789	5,964	6,139
40	6,314	6,497	6,681	6,865	7,048	7,232	7,416	7,599	7,783	7,967
50	8,151	8,334	8,518	8,702	8,885	9,069	9,253	9,436	9,620	9,804
60	9,988	10,181	10,375	10,568	10,762	10,956	11,149	11,343	11,536	11,730
70	11,924	12,117	12,311	12,504	12,698	12,892	13,085	13,279	13,472	13,666
80	13,860	14,053	14,247	14,440	14,634	14,828	15,021	15,215	15,408	15,602
90	15,796	15,989	16,183	16,376	16,570	16,764	16,957	17,151	17,344	17,538
100	17,732	17,941	18,150	18,359	18,568	18,777	18,986	19,195	19,404	19,613
110	19,822	20,031	20,240	20,449	20,658	20,867	21,076	21,285	21,494	21,703
120	21,912	22,121	22,330	22,539	22,748	22,957	23,166	23,375	23,584	23,793
130	24,002	24,211	24,420	24,629	24,838	25,047	25,256	25,465	25,674	25,883
140	26,092	26,301	26,510	26,719	26,928	27,137	27,346	27,555	27,764	27,973
150	28,182	28,391	28,600	28,809	29,018	29,227	29,436	29,645	29,854	30,063
160	30,272	30,481	30,690	30,899	31,108	31,317	31,526	31,735	31,944	32,153
170	32,362	32,571	32,780	32,989	33,198	33,407	33,616	33,825	34,034	34,243
180	34,452	34,661	34,870	35,079	35,288	35,497	35,706	35,915	36,124	36,333
190	36,542	36,751	36,960	37,169	37,378	37,587	37,796	38,005	38,214	38,423
200	38,632	38,859	39,087	39,315	39,542	39,770	39,998	40,225	40,453	40,681

●自家用水使用世帯　公共下水道等使用料早見表②（税込）

※自家用水＝水道水以外の水：井戸水等
（公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、市設置型浄化槽使用料）

計算方法	［自家用水使用の基準（２ヶ月）］ 基本水量　　１人あたり　２０㎥ ２人目からは　１人あたり　１２㎥加算 ≪例≫　4人世帯の場合（2ヶ月） 基本水量　　１人　＝　２０㎥ 加算分　　４人－１人　＝　３人 ３人×１２㎥　＝　３６㎥ 合　計　　２０㎥＋３６㎥　＝　５６㎥

２ヶ月		
使用人数（世帯人数）	認定水量（㎥）	使用料金（円）
１人	20	2,816
２人	32	4,914
３人	44	7,048
４人	56	9,253
５人	68	11,536
６人	80	13,860
７人	92	16,183
８人	104	18,568
９人	116	21,076
１０人	128	23,584
１１人	140	26,092
１２人	152	28,600